

## (5) 経営事項審査項目のうち「建設業の経理に関する状況」の見直しについて

建設業法施行規則の主な改正点の一つとして、**建設業の経理に関する状況の見直し**が行われます（令和3(2021)年4月1日改正）。

経営事項審査項目中の「建設業の経理の状況（W<sub>5</sub>）」では、これまで会計士や税理士、建設業経理士（1級・2級）などの資格保有者を対象としていましたが、今後は「**継続的に専門的な研修を受け知識の向上に努めている者**」が対象となります。

このうち建設業経理士（W<sub>5.1</sub>では1級・2級、W<sub>5.2</sub>では1級）については、改正後は「**登録経理士試験に5年以内に合格した者および登録経理士試験に合格し5年以内に登録経理講習を受講した者**」が対象となります。

### W<sub>5.2</sub>に関する評価基準の改正案



#### 改正の概要

W<sub>5.2</sub> **経理に関して継続的に知識の向上に努めている者であることを経営事項審査上の評価要件とすることに見直す**

公認会計士等数 = (イの人数 × 1.0) + (ロの人数 × 0.4)

- イ ~~公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者~~並びに登録経理試験の1級に合格した者、登録経理士講習実施機関に登録された1級登録経理士。
- ロ ~~登録経理試験の2級に合格した者、登録経理士講習実施機関に登録された2級登録経理士。~~

年間平均完成工事高	公認会計士等数					
	600億円以上	150億円以上 600億円未満	40億円以上 150億円未満	10億円以上 40億円未満	1億円以上 10億円未満	1億円未満
18人以上	10人以上 136未満	8人以上 36未満	4人以上 12未満	2人以上 6未満	1人以上 3未満	0
8人以上 36未満	5人以上 68未満	3人以上 44未満	2人以上 22未満	1人以上 11未満	0	0
4人以上 44未満	3人以上 68未満	2人以上 24未満	1人以上 12未満	0	0	0
2人以上 24未満	1人以上 12未満	0	0	0	0	0
1人以上 12未満	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
評点	10点	8点	6点	4点	2点	0点

(テーブルの変更点なし)

※周知期間等も勘案し、本件改正は令和3年4月を予定。

### W<sub>5.1</sub>に関する評価基準の改正案



#### 改正の概要

W<sub>5.1</sub> **監査の受審状況における経理処理の適正を確認した旨の書類の提出について、経理に関して継続的に知識の向上に努めている者を適正を確認できる者として見直す**

監査の受審状況	評点
会計監査人の受審状況	20
会計参与の設置	10
経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	2
無	0

経理処理の適正を確認できる者を、下記イに該当する者とする

- イ ~~公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者~~並びに登録経理試験の1級に合格した者、登録経理士講習実施機関に登録された1級登録経理士。

※周知期間等も勘案し、本件改正は令和3年4月を予定。

「経営事項審査の審査基準の改正について」中央建設業審議会（令和1年9月13日開催）配布資料3より抜粋

なお、平成 28 (2016) 年度以前の 1・2 級合格者については令和 5 (2023) 年 3 月まで講習受講を免除する経過措置が設けられ（下記通知参照）、講習を受講してなくても加点の対象とみなされます。

ただし、令和 2 (2020) 年 12 月末時点での講習会開催状況をみると、1 級登録建設業経理士講習会で日程調整中、2 級登録建設業経理士講習会で 5 か所の開催地すべて満席となっております。今回の改正で新たに規定された「登録講習実施機関」の登録等についてはまだ見通しがつきませんが、なるべく早めの受講をお勧めいたします。

■ 「建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）」国不建第 175 号, 令和 2 年 9 月 30 日（抜粋）

### 3. 建設業法関係告示の主な改正内容について

（3）規則第 18 条の 3 第 3 項第 2 号イからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に関する知識を有すると認める者について（規則第 18 条の 3 関係）規則第 18 条の 3 第 3 項第 2 号イからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に関する知識を有すると認める者として、以下の者を規定することとする。

①：平成 28 年度以前に一級登録経理試験に合格した者（令和 5 年 3 月までの間に限る。）

②：平成 28 年度以前に二級登録経理試験に合格した者（令和 5 年 3 月までの間に限る。）

③：一級登録経理試験に合格した者の知識の向上を目的として一般財団法人建設業振興基金が実施する講習を 5 年以内に受講した者

④：二級登録経理試験に合格した者の知識の向上を目的として一般財団法人建設業振興基金が実施する講習を 5 年以内に受講した者

⑤：公認会計士又は税理士であって、これらとなる資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して 1 年を経過しないもの

登録建設業経理士制度の内容、登録講習会の実施状況は、下記ホームページよりご確認ください。

### ■ 一般財団法人建設業振興基金ホームページ

登録建設業経理士制度：<https://www.keiri-kentei.jp/session/>

登録講習会開催案内：[https://secure.kensetsu-kikin.or.jp/class/class\\_main.php](https://secure.kensetsu-kikin.or.jp/class/class_main.php)